

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「06－伝法外2団地受変電設備修繕その他工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、総合評価落札方式（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式）の試行工事である。

1 掲示日 令和6年5月10日（金）

2 発注者 独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 村上 卓也
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

3 工事概要

(1) 工事名

06－伝法外2団地受変電設備修繕その他工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所

大阪市此花区伝法六丁目3番他

(3) 工事内容

CD－R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法については7及び別紙1を参照）。工事概要は「別表1」参照のこと。

(4) 工事期間

令和6年8月上旬から令和7年8月11日まで（当初設定工期）

（令和6年11月30日から令和7年12月9日まで（余裕期間最大適用時））

※工事着工期限日 令和6年11月30日

※実工事期間は【360日間】とする（実工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から起算し上記実工事期間を加えた工期が、12月29日から1月7日までを含む場合は、10日を、8月12日から8月16日までを含む場合は、5日を実施工事期間に加算した工期を契約工期とする。

※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない

資機材等の確保、下請との契約及び関係機関への協議文書等の届け出などを行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付の際に「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」、「教育体制」、「予定技術者の資格取得」及び「緊急措置体制」に関する競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
 - ② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
 - ③ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の要件を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
 - ④ 本工事は、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工事の始期日をいう。）を選択できることができ、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式については、**別紙4**「余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行に係る取扱要領」を確認すること。
 - ⑤ 本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記8(2)へ様式1及び2を提出すること。）。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者）に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における令和5・6年度の一般競争参加資格について、工事種別「電気A等級」の認定を受けている者であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「電気A等級」の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき

- 再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 地理的条件として、建設業法第5条に基づき届け出している本店(社)、支店(社)又は営業所が大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内のいずれかにあること。
- (5) 工事实績要件は、平成21年度以降(平成21年4月1日以降で申請書の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。)に、同種の工事の元請として施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。なお、同種の工事とは、次のいずれかの条件を満たす工事(ただし、次の条件のみの単体工事であってもよいが、要件を満たす対象工事の請負金額が5百万円以上で消費税を含むもの。)とする。
- ① 既に供給開始している建築物における受変電設備の修繕工事。(ただし、高圧部分の停電作業を伴うものに限る。)
- ② 既に供給開始している建築物における発電設備(内燃力を原動力とするものに限る。)の取替工事。
- なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- ① 主任技術者にあつては、建設業法第26条による国家資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士若しくはこれと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 平成21年度以降(平成21年4月1日以降で申請書の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。)に元請として、上記(5)に掲げる同種の工事の従事経験を有する者であること。なお、工事着手(現場施工に着手する日)から竣工(完成検査の日)まで全ての期間に従事していること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が代表で上記の①、②、③及び④の基準を満たす技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者(国家資格を有する者)を専任で配置できること。
- (7) 本工事の工事实施期間中の緊急措置体制が整備されている者であること。なお、緊急措置体制とは次の要件を満たすものとする。
- 24時間出勤可能で停電事故等に対応できる体制であること。(緊急措置体制は、自社による体制としても協力会社による体制としても差し支えない。)
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当である

と認められる者でないこと。

(10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)

(12) 当支社((株)URコミュニティを含む。)発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内において60点未満のものがないこと。

(13) 令和4年4月1日以降に当機構((株)URコミュニティを含む。)が関西地区において発注した工事種別「電気」(同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「電気」を対象とする。以下本項において同じ。)において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を満たすこと。

① 当機構((株)URコミュニティを含む。)が発注した工事種別「電気」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構((株)URコミュニティを含む。)が発注した工事種別「電気」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。

① 上記(6)に掲げる監理技術者と同等の資格要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。

② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

(15) 技術者の複数配置

契約締結後、次に掲げる事項を満たすことを書面により確認を受けた場合には、建設業法で定める主任技術者又は監理技術者(以下、「技術者」という。)を複数配置することができるものとする。ただし、低入札工事及び共同企業体による工事には適用しない。

① 配置技術者は、配置予定技術者(以下、「主たる技術者」という。)のほかに、主たる技術者から指導を受ける立場の技術者(以下、「補助技術者」という。)を1名専任で配置すること。

② 主たる技術者と補助技術者の役割分担と責任の所在を明確にすること。

③ 主たる技術者は現場代理人を兼務することができるが、補助技術者は兼務を認めない。

④ 技術者の配置に要する費用は、受注者が負担すること。

なお、補助技術者については、CORINSへの技術者登録ができるものとするほか、補助技術者としての工事経験は、配置予定技術者の工事経験(主任技術者又は監理技術者としての経験)とすることができるものとする。

(16) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

- (1) 4(10)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「別表1」に掲げる者である。
- (2) 4(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別添一「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

「価格評価点」と価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価点を算定する。

- ・評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点と技術評価点の算定は、次のとおりとする。

- ・価格評価点＝ $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$
- ・技術評価点＝入札説明書(別添一)の配点の合計(最大30点)

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「予定配置技術者」、「施工計画」、「教育体制」、「予定技術者の資格取得」及び「緊急措置体制」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する(加点)」、「評価せず(加点なし・履行判断は

受注者による)」、「不適切(実施不可)」に区分し、入札前に提案者に通知する。なお、令和2年度より評価を変更しており、過去評価した提案についても評価しない場合がある。

(5) 評価した提案が実施されない場合

入札時に「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

(6) 失格要件

「施工計画」に関する記述は必修項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

7 設計図面及び現場説明書(CD-Rデータ)の交付方法

設計図面及び現場説明書はCD-Rデータにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用(地域により異なります。)は交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している別紙1「図面等(CD-R)申請書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より3営業日後までに到着するように、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務受注者「株京阪工技社」から着払い便にて発送する。(土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない)。

なお、3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

FAX受付期間：令和6年5月10日(金)から令和6年6月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

FAX送付・問合せ先：独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課

電話 06-4799-1035 FAX 06-4799-1043

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。

8 担当部署

(1) 公募条件について

〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部 企画第2課 電話06-4799-1138

(2) 入札手続きについて

〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 調達管理課 電話06-4799-1035

9 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記(本工事の競争参加資格の申請)に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参

加資格の有無について確認を受けなければならない。

4 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(3) から(16) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

提出期間： 令和6年5月13日(月) から令和6年5月28日(火) (競争参加資格申請書提出期限の4営業日前) までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。) まで

提出場所： 〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部 調達管理課 電話06-4799-1035

提出方法： 一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送(上記提出期限内に必着) することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない(同申請書の余白に『06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事』申請希望) と明記すること。)

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(本工事の競争参加資格の申請)

① 提出期間： 【電子入札システムによる場合】 「別表1」による。
【紙入札による場合】 「別表1」による。

② 提出場所： 【電子入札システムによる場合】 8(2)に同じ。
【紙入札による場合】 8(1)に同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、8(1)へ郵送(書留郵便に限る。必着。)、または予め提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参すること。

(2) 申請書は、【別記様式1】により作成すること(1部、ただし、紙により申請した場合は、2部)。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成21年度以降、申請書及び資料の提出日の前日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績【別記様式2-1】【別記様式2-2】

4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【別記様式2-1】

に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。また、令和3年4月1日以降に当機構（株）URコミュニティを含む。）が関西地区において発注した工事種別「電気」で、申請書及び資料の提出日の前日までに工事が完成し、引渡しが進んでいる工事の成績について【別記様式2-2】に総て記載するとともに工事成績評定通知書の写しを添付すること。

② 配置予定の技術者【別記様式3】

4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の経験を【別記様式3】に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。その場合、6(1)における評価については、最も評価値の合計が低くなる配置予定技術者の実績を評価する。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した（または低入札価格調査対象者（第1順位者）となった）ことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合には、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに電子入札システムもしくは書面（様式任意）により当該申請書の取り下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 「施工計画に関する提案書」、「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の施工実績」を【別記様式4-1】及び【別記様式4-2】により提出すること。なお、紙入札の場合はCD-R（Microsoft Excel作成）を同時に提出すること。

また、「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の施工実績」について、工事成績評定点及び表彰実績等を証明できる資料の写し、並びにISO認証を取得していることを証明する登録証の写しを提出すること。

④ ワーク・ライフ・バランス等の促進に関する資料について

女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定状況について、【別記様式8-1】又は【別記様式8-2】に該当の有無を記載すること。

なお、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印写し）を添付すること。（外国法人については認定等相当確認通知書）

⑤ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者の図面等に限る。）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のとき

は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書の一部のみの提出でよい (CORINS登録内容の写しを提出すること)。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※ 民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

⑥ 令和5・6年度建設工事競争参加資格認定通知書の登録番号を【別記様式1】に記載すること。

⑦ 建設業許可申請届の写し

支店 (社) 又は、営業所所在地を地域要件とする場合は、建設業許可届の写しを添付すること (別表部分で、支店 (社)、営業所所在地等が記載された部分)。

⑧ 緊急措置体制

4 (7) に掲げる緊急措置体制の構築について、【別記様式5】を提出すること。

⑨ 技術者の教育体制表

施工マニュアル及び技術員の教育体制について、【別記様式6】を提出すること。

(4) 当機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年7月1日 (月) までに電子入札システム (紙により申請した場合は、書面) にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先：8 (1) に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式又は画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式) で作成すること。

なお「施工計画に関する提案書」【別記様式4-1】に関しては、PDF形式及び電子データ (Microsoft Word2019形式以下のもの、又はMicrosoft Excel2019形式以下のもの (文字10ポイント以上)) を併せて提出すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただ

し自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。提出先は、8(1)に同じ。

郵送する際は、表封筒に『06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、併せて電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信する。

- ・郵送する旨の表示
- ・郵送する書類目録
- ・郵送する書類のページ数
- ・発送年月日

提出期限は、9(1)(本工事の競争参加資格の申請)①の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

- (7) 4(16)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書【別記様式7】を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

※保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる(様式は自由)。

① 提出期限： 令和6年7月8日(月)午後5時

② 提出場所： 8(2)に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和6年7月16日(火)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、書面)により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

11 再苦情申立て

- (1) 10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

- ① 受付場所： 〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 調達管理課 電話06-4799-1035
 - ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
 - (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
 - (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
 - (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
(1)①に同じ。

12 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること（様式は自由）。
 - ① 提出期間： 令和6年6月4日（火）から令和6年7月1日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - ② 提出場所： 8(2)に同じ。
ただし、下記③の理由により持参する場合、技術監理部企画第2課と

する。

- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

(質問がない場合、書面の提出は必要ありません。)

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。ただし、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社において閲覧させるので、あらかじめ8(1)記載の連絡先へ申し出のうえ、指定された日時に行うこと。(電子入札システムによる質問及び紙による質問共通)。

- ① 期間： 令和6年7月8日(月)から令和6年7月24日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

- ② 場所： 〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社

13 入札書の締切日、開札の日時及び場所等

(1) 入札書の締切日時

- ① 電子入札システムによる場合

入札期間：「別表1」による。

- ② 紙により提出する場合

入札期間：「別表1」による。

宛先：530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 調達管理課 宛

(2) 開札の日時及び場所

日時： 「別表1」による。

場所： 〒530-0001大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 調達管理課

※ 開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

14 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課に郵送（書留郵便により13(1)の期間に必着）すること。

紙による入札参加者は、17の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照）を表封筒にまとめて郵送すること。持参又は電送による入札は認めない。

なお、入札書は「別表1」により当機構に到着したものを有効とする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 紙入札による場合の郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封緘すること。

① 中封筒

中封筒には入札書のみを入れること。入札書に必要事項を記入のうえ、押印（代表者若しくは支店長など年間委任状により、当機構西日本支社発注工事に係り代表者と同等の権利行使が可能な旨確認できる者が記名押印すること。）したものを中封筒に入れ封をし、工事名、入札日時及び入札者名を明記すること。

② 表封筒

表封筒は、必要事項を記入のうえ、次の書類を入れ封をして郵送すること。

イ ①の中封筒

ロ 17の工事費内訳書

ハ 委任状（受任者をもって入札を行う場合）

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵送による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 最低限、数量、単価、金額等を明らかにして工事費内訳書（A4判で作成し、商号又は

名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ハ 他の工事の内訳書である場合
- ニ 白紙である場合
- ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
- ヘ 内訳書が特定できない場合
- ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- イ 内訳の記載が全くない場合
- ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- イ 発注者名に誤りがある場合
- ロ 発注案件名に誤りがある場合
- ハ 提出業者名に誤りがある場合
- ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は9(6)⑥に同じ。

ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、郵送により提出すること。

郵送する際は、封筒に「『06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、13(1)の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

18 開札

「別表1」の開札日時において、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要）。

19 入札の無効

この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、この入札説明書において示した提出方法・期限等に従わない入札、CD-Rに収録の現場説明書並びに入札（見積）心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

- (1) 6(3)による。
- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙2のとおり低入札価格調査（一般調査）の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (3) 6(3)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書別紙3として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

21 支払条件

- (1) 前金払 40%以内
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払い金については、工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。
- (2) 中間前金払（20%）又は中間支払率表による部分払5回（どちらか一方を選択）

22 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

23 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得

(電子入札用の入札心得を含む。)及び当機構ホームページの標準契約書／別添契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

なお、入札(見積)心得書、契約書案及び電子入札運用基準については、当機構本支社等ホームページで閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/index.html>

- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、9(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
なお、資料に記載された配置予定の技術者は特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- (4) 詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る本説明書4(9)の不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (5) 当機構が取得した文書(例：競争参加資格審査申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。
システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札のホームページに公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク 電話0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 調達管理課 電話06-4799-1035
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)

- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (10) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職して

いること

⑦ 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

⑧ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

⑨ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(13) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(14) 本工事の低入札価格調査を行う場合、原則として当初設定工期末のままとする。ただし、契約締結前に協議を実施し、工期末の変更が必要と認められる場合は、調査に要した期間を上限として加算した工期末に変更して契約締結する。

(15) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。

実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

以 上

【調達管理課 F A X 番号：06-4799-1043】

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (CD-R) 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了承の上、下記工事の図面等 (CD-R) を申込みます。

工 事 件 名		06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全て CD-R での発送となり、紙による図面等の発送は行いません。

※着払い便にて発送します。

※CD-R は、FAX 受領日の 3 営業日後までに到着するよう発送します。

低入札価格調査について

1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第366条第2項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額をいう。）に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあつては9.2/10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては7.5/10を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあつては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあつては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書
- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (15) 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）

※1：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※2：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※3：上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

- 4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。
- 5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- 7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第7条第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。
- 10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

確 認 書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者で確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

1 契約対象工事名 : 06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事

2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構
〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(別紙)

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行に係る取扱要領

(平成26年7月9日制定)

(平成27年9月24日改定)

(令和3年10月1日改定)

独立行政法人都市再生機構

(総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事（余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式を試行する工事（以下「任意着手方式による工事」という。))を試行するものである。

(工事着工期限日及び工事着工日)

第3条 機構は、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。

- 2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。
- 3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。

(余裕期間及び工期)

第4条 工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間（当初設定工期の期間）を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

- 2 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

(前払金の取扱い)

第5条 任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

(工事着工日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

(技術者の取扱い)

第7条 余裕期間（契約日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 余裕期間制度（任意着手方式）による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

■任意着手方式の概念図



(任意着手方式適用工事用)

工 事 着 工 日 通 知 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 ○○ ○○ 殿

受注者 住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名	06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事
工 事 場 所	大阪市此花区伝法六丁目3番他
契約予定年月日	年 月 日
工 期	工 事 着 工 日 から 年 月 日まで
工 事 着 工 日	年 月 日

契約時まで提出すること。

契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

(※1) 本件責任者(部署名・氏名) :

担 当 者(部署名・氏名) :

(※2) 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

別添様式

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和〇年〇月〇日付けで締結した〇〇〇〇〇〇業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住所 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 ○○ ○○ ⑩

受注者 住所 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 ○〇〇〇〇〇〇
代表取締役 ○○ ○○ ⑩

注：業務委託契約の場合、発注者を委託者、受注者を受託者と読み替えるものとする。

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

別表1

掲示日	工事名	工事場所	工事内容	工事期間	地理的条件	同種工事要件	部分払	設計業務等の受託者	競争参加資格電子申請日時	競争参加資格紙申請日時	入札期間電子入札の場合	入札期間紙入札の場合	開札(*1)
令和6年5月10日(金)	06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事	大阪市此花区伝法六丁目3番他	<p>【受変電設備修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝法発注予定施設 4施設 <p>【発電機設備修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南港ひかりの発注予定施設 1施設 ・南港しらなみ発注予定施設 1施設 	令和6年8月上旬(契約締結日の翌日)から令和7年8月11日(月)まで(当初設定工期)(令和6年11月30日から令和7年12月9日まで(余裕期間制度最大適用時)) ※工事着工期限日 令和6年11月30日 ※実施工事期間は360日間	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内のいずれかにおいて、建設業法上に届出している本店(社)、支店又は営業所があること。	同種の工事(請負金額が500万円以上で消費税を含むものとする)の施工実績を有すること。同種の工事とは、次のいずれかの条件を満たす工事(ただし、次の条件のみの単体工事でなくてもよいが、要件を満たす対象工事の請負金額が500万円以上で消費税を含むもの。)とする。 ① 既に供給開始している建築物における受変電設備の修繕工事(ただし、高圧部分の停電作業を伴うものに限る。)の施工実績を有すること。 ② 既に供給開始している建築物における発電設備(内燃力を原動力とするものに限る。)の取替工事の施工実績を有すること。	中間前金払(20%)または部分払のどちらか一方を選択。部分払は中間支払率表により5回	(株)三協設計事務所及び(株)建綜研	令和6年5月13日(月)から令和6年6月3日(月) 午前10時～午後5時	令和6年5月31日(金)及び令和6年6月3日(月) 午前9時30分～午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)	令和6年7月23日(火)及び令和6年7月24日(水) 正午まで	令和6年7月2日(火)から令和6年7月24日(水) 正午まで	令和6年7月25日(木) 午前9時30分(予定)

(*1)開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

【別記様式1】

建設業許可番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 殿

業者登録番号※

代表者住所
商号又は名称
代表氏名

令和6年5月10日付けで掲示のありました 06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|--|--------------------------|
| 1 申請内容表【別記様式2-1】【別記様式2-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請内容表【別記様式3】 (配置予定技術者数分) | <input type="checkbox"/> |
| 3 施工計画に関する提案等を記載した書面【別記様式4-1、4-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 4 緊急措置体制図について記載した書面【別記様式5】 | <input type="checkbox"/> |
| 5 施工マニュアル及び技術員の教育体制について記載した書面【別記様式6】 | <input type="checkbox"/> |
| 6 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 | <input type="checkbox"/> |
| 7 建設業法第5条に基づく営業所等の写し
(添付書類:建設業許可申請書等の写し※)本店(社)のみの場合は、不要。) | <input type="checkbox"/> |
| 8 申請内容表【別記様式2-1】の施工実績を証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| 9 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等 | <input type="checkbox"/> |
| 10 入札説明書9(7)に定める社会保険等加入又は適用除外を証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| 11 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況【別記様式8-1】
又は【別記様式8-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 12 返信用封筒「簡易書留料金(414円切手)」(紙による入札の場合のみ)
(返信用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金(414円)の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。) | <input type="checkbox"/> |

(注)本申請書(様式1のみ)の写しを別に提出してください。
(電子入札の場合は不要)

※入札説明書9(3)⑥の業者登録番号を記載すること。

機構受付印

申請内容表【別記様式2-1】

令和 年 月 日

同種工事の施工実績

会社名：

<受変電設備又は発電設備修繕工事の実績>

項目		施工実績事例	
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日	
	受注形態	単体（元請け・一次下請け） J V（出資比率）	
工事概要	設備概要	※修繕内容	
CORINSへの登録		済・未 （CORINSへの登録番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇）	

(注1) 施工実績は、入札説明書の4(5)に示す全ての同種工事について記載し、記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。

なお、機構の施工実績があれば、それを優先し記載すること。

(注2) 施工実績とは、平成21年4月1日から入札説明書9(1)①の提出日の前日までの期間に完成後引渡しを済ませた工事とする。(施工中のものは不可とする。)

(注3) 契約金額は、消費税を含むものとする。

※ 修繕の内容は、保全工事共通仕様書（令和5年版）によるものとする。

申請内容表【別記様式2-2】

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

工事成績

令和3年4月1日以降に独立行政法人都市再生機構が関西地区にて発注した工事(種別「電気」)で、競争参加資格確認申請書の提出日の前日までに工事が完成し、引渡しが進んでいる工事の成績については以下のとおりです。

番号	工事件名	成績評定点

(注1) 対象工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(注2) 該当する工事が無い場合は「なし」と記入すること。

申請内容表【別記様式3】

※本工事の契約締結時に当様式資料を契約書に綴じ込むこと

令和 年 月 日

配置予定技術者の資格・施工実績

会社名

氏名・職制 (生年月日)	フリガナ 氏名： () 昭和・平成 年 月 日生		
現在の職務従事状況	<input type="checkbox"/> 社内勤務 勤務地 役職 <input type="checkbox"/> 現場勤務 工事名称 工期 役職 (現場代理人・主任技術者・監理技術者)		
専任技術者との重複の有無 (注2)	無 ・ 有 : 年 月 日頃までに従事可		
法令による資格・免許	指定建設業監理技術者 取得時期：昭和・平成・令和 年 月 日 登録番号：() 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成・令和 年 月 日 修了証番号：()		
受変電・発電設備修繕工事	工事名称等	工事名称	
		発注機関名	
		施工場所	
		契約金額	総額 円
		工期	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日
		従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人
	概要	※修繕内容	
CORINSへの登録		済・未 (CORINSへの登録番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)	

(注1) 配置予定技術者とは、専任となる監理技術者をいう。なお、資格者証の写し(表・裏)を添付すること。

(注2) 建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任と主任(監理)技術者が重複する場合は、当該項目の「有」に○印をし、主任(監理)技術者の専任が確保できる日を記載すること(専任技術者証明書コピー添付)

(注3) 同種工事の経験は、入札説明書4(5)に記載する条件を全て満たす工事を記載し、記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。

(注4) 修繕の内容は、保全工事共通仕様書(令和2年版)によるものとする。

(注5) 雇用関係を証明する書類を(健康保険証、雇用保険証の写し等)を添付すること。「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)に規定される告示要求制限により、保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスクングを施すこと。」

(注6) 当様式により提示された内容は、契約内容となるものとする。

【別記様式4-1】

「施工計画」に関する提案書

工事名 06-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事

申請者

項目	主に求める取組	取組み記入欄(100文字以内)
品質確保に関する取組 (4項目まで)	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○品質確認方法、施工精度確保の取組 主要工程や仮設、養生工程及び除去工程における確実性・安全性向上に関する技術的な取組 ○技術者の配置・自主検査の取組 監理技術者、作業員の配置・技術力向上への取組、主要工程における自主検査の取組 ○誤作業防止の取組 ○その他	
環境配慮に関する取組 (4項目まで)	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○工事現場における安全管理に関する取組 ○作業員の健康管理に関する取組 ○騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組 ○地球環境配慮(CO2削減、リサイクル等)に関する取組 ○その他	
居住者配慮 (CS向上)に関する取組 (居住者負担軽減に関する取組を除く) (4項目まで)	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○居住者への情報提供、クレーム対応等の取組 ○安全対策、防犯対策 ○現場周辺美化等、イメージアップに関する取組 ○その他	
居住者配慮 (CS向上)に関する取組 (居住者負担軽減に関する取組) (4項目まで)	以下における、標準を超える具体的・合理的な取組 ○居住者負担軽減に関する取組 ・工事に伴う停電による居住者サービスの低下を軽減する取組 ・その他、工事に伴い発生する居住者サービスの低下を軽減する取組	

●記入上の注意事項

- ・ 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。(例:○○について、○回、○○をする。)
- ・ 具体性が読みとれないものは評価しない。
- ・ 100字以内で記入すること。

●評価する(加点する)取組

- ・ 良好な結果が期待できる、標準(※)を超える、具体的かつ合理的な取組
- ・ (※「標準」とは、設計図書(仕様書含む)に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものを用いる。)
- ・ 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組

●評価しない(加点しない)取組

- ・ 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
- ・ 出来形を変更する取組
- ・ 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
- ・ 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

- ・ 1欄に1要素のみを記載すること。また、1要素を2欄に重複して記載しないこと。
- ・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限(A4版1枚程度)に留めること。
- ・ 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。
- ・ 未提出の場合は、競争資格がないものとする。(提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。)

【別記様式4-2】

施工実績及び技術的事項に関する所見

企業の 施工実績	① 平成31～令和5年度における機構及び公共共同住宅での優秀工事施工業者表彰の有無 (表彰工事は保全工事に限る。)	①無し ②有り ・工事名 ・請負金額 ・工期 平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日		
	② 機構発注(※1)の保全工事(※2)の令和3～令和5年度における工事成績評定点の平均点	工事名	工期	工事成績
			～	
③ISO認証取得状況	① ISO9001又はISO14001の認証を取得済み ② 認証を未取得			
④ワーク・ライフ・バランス関連認証制度	① 女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み ②認証を未取得			
配置予定技術者の 施工実績	⑤令和3～令和5年度における機構及び公共共同住宅での優秀工事施工業者表彰(元請の主任(監理)技術者として携わったものに限る。)の有無 (表彰工事は保全工事に限る。)	①無し ②有り ・工事名 ・請負金額 ・工期 平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日		
	⑥機構発注の保全工事(元請の主任(監理)技術者として携わったものに限る。)の令和3～令和5年度における工事成績評定の平均点	工事名	工期	工事成績
			～	

※1 住まいセンターにおいて(株)URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む。

※2 保全工事とは居住中のUR賃貸住宅及び公共共同住宅における住戸内外の修繕、改良等の工事

※3 ①、⑤は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。

※4 ②は各工事の工事成績がわかる資料を添付すること。また期間中の全ての件名を記入すること。

※5 ⑥は、工事成績がわかる資料及び当該工事に携わっていたことが確認できる資料(施工体制台帳等の写し)を添付すること。また期間中の全ての件名を記入すること。

※6 ③、④の認証を取得済の者は証明する資料を添付すること。

※7 別記様式3で配置予定の技術者を複数とする場合は、各々の技術者について記載すること。

【別記様式5】

令和 年 月 日

緊急措置体制図

会社名	
-----	--

本工事における緊急措置体制等については、以下のとおりとします。

時間外 緊急連絡受付先	(自社対応の場合) 連絡先： 対応部署名： 責任者名： 体制：技術者 名 その他 名
	(協力会社対応の場合) 連絡先： 協力会社名： 責任者名： 体制：技術者 名 その他 名
所在地	住所： 現地到着に要する時間： 分以内
緊急措置体制の 内容等	(記入例) ・ ・

※ 工事場所及び拠点となる事務所等が示された地図等を添付し、24時間出動可能で、通報を受け、現地到着して対応できる体制であることを証明する。

※ 工事期間中の時間外緊急措置体制の整備状況のうち、「自社による体制」とは、受付業務及び現地での事故対応を自社において実施するもの、または自社において既に構築済の受付業務又は現地対応の何れかを契約等により他社の協力を得て実施する体制が整っているものをいう。

※ この緊急措置体制については、工事契約後「施工計画書」に明記し提出すること。

【別記様式6】

令和 年 月 日

技術員の教育体制等

会社名	
-----	--

電気設備の施工に関する 研修の実施	有 ・ 無
具体的な研修内容 (注1)	

自家用電気工作物の工事 に関する資格の取得促 進に関する取組	有 ・ 無
資格取得促進に関する具 体的な取り組みの内容 (注1)	

施工等マニュアル (注2)	<p>マニュアル等の確認方法を記載 (記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途添付 ・ ホームページ http://***.*** に記載
------------------	--

(注1) 概要が確認できる資料がある場合は、別途添付するものとする。

(注2) 施工等マニュアルが確認できる資料を別途添付するものとする。

【別記様式7】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

西日本支社

支社長 ○○ ○○ 殿

住 所

商 号

代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、○○○○工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

(健康保険・厚生年金保険)

従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式8-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
 (「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」に相当している。
 【 該当 ・ 該当しない 】

評価項目、評価基準及び得点配分等について

0.6-伝法外2団地受変電設備修繕その他工事

評価項目		評価基準	配点
企業の技術力	過去3ヶ年度(※1)の機構(※2)の同種工事(※3)における工事成績評定点の平均点	70点以上	2点
		65点以上70点未満	1点
		65点未満・実績なし	0点
	過去5ヶ年度(※1)の機構及び公共共同住宅(※4)の同種工事の優秀工事施工業者表彰の有無又はURのその他の表彰(※6)	表彰の実績あり	1点
		表彰の実績なし	0点
	ISO認証取得状況	ISO9001又はISO14001の認証を取得済み	1点
	認証を未取得	0点	
ワーク・ライフ・バランス関連認証制度	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済み	1点	
	認証を未取得	0点	
予定配置技術者(※5)	過去3ヶ年度の機構の同種工事における工事成績評定点の平均点	70点以上	2点
		65点以上70点未満	1点
		65点未満・実績なし	0点
	過去5ヶ年度の機構及び公共共同住宅の同種工事の優秀工事施工業者表彰の有無	表彰の実績あり	1点
表彰の実績なし		0点	
施工計画	品質確保に関する取組	標準を超える具体的・合理的な取組(4項目まで)	1点×4
	環境配慮に関する取組	標準を超える具体的・合理的な取組(4項目まで)	1点×4
	居住者配慮(CS向上)に関する取組(居住者負担軽減に関する取組を除く)	標準を超える具体的・合理的な取組(4項目まで)	1点×4
	居住者配慮(CS向上)に関する取組(居住者負担軽減に関する取組)	標準を超える具体的・合理的な取組(4項目まで)	1点×4
教育体制	電気設備の施工に関する研修の実施	実施している	1点
		実施していない	0点
	自家用電気工作物の工事に関係する資格の取得促進に関する取組	実施している	1点
		実施していない	0点
配置技術者の資格取得	配置技術者の電気主任技術者資格の取得状況	取得済み	2点
		未取得	0点
緊急措置体制	施工期間中の時間外緊急措置体制の整備状況(24h緊急措置体制)	自社による体制	2点
		協力会社による体制	0点
		満点	30点

※1 過去3(5)ヶ年度とは、当該工事公示日の過去3(5)ヶ年度に契約工期が終了(工期末)した工事とする。(令和6年度が掲示日であれば、令和3~令和5(平成31~令和5)年度工期末工事が対象)(通知されていないものを除く)

※2 住まいセンターにおいて(株)URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む。

※3 本表における同種工事とは、競争参加資格における「電気」のことをいう。

※4 公営、公社等のRC造及びSRC造の共同住宅をいう。

※5 元請けの主任(監理)技術者として携わったもの

※6 URその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指す。